本市の財政状況をお知らせします

市のバランスシートを公表

市は、本市の財政状況を客観的に把握し、健全な行政運営を進めるため、バランスシートを作成し公表しています。バランスシートは、市の資産や負債が現在どのくらいあるのかなどを示すものです。詳しい内容や解説は、市ホームページに掲載しています。

問い合わせは、財政課（☎321-1214）へ。

令和2年度バランスシート

令和3年3月31日現在（単位：百万円）

資産の部	一般会計等※1	全体※2	連結※3
1. 固定資産	451,257	635,358	655,038
有形固定資産	433,931	601,471	625,550
無形固定資産	10	9,168	9,204
投資その他の資産	17,316	24,719	20,284
2. 流動資産	14,023	31,386	42,736
資産合計	465,280	666,744	697,774

負債の部	一般会計等	全体	連結
1. 固定負債	152,146	252,442	264,846
2. 流動負債	14,544	21,254	24,405
負債合計	166,690	273,697	289,251
純資産の部			
純資産合計	298,590	393,047	408,523
負債・純資産合計	465,280	666,744	697,774

※1 一般会計等…一般会計、土地取得事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計　※2 全体…一般会計等、公営事業会計（水道事業、公共下水道事業、国民健康保険事業など）　※3 連結…全体、一部事務組合、地方公社、第三セクターなど

百万円未満の金額を四捨五入しているため、合計などの金額が一致しない場合があります

用語解説

- **有形固定資産**＝庁舎や学校などの事業用資産、道路や河川などのインフラ資産、器具備品などの物品の資産
- **無形固定資産**＝ソフトウエアなどの無形の資産
- **投資その他の資産**＝運用目的の有価証券や出資金、特定目的基金、長期貸付金など
- **流動資産**＝財政調整基金、減債基金、現金預金など
- **固定負債**＝地方債、退職手当引当金、損失補償等引当金など将来世代の負担となるもの
- **流動負債**＝翌年度償還予定地方債、翌年度支払予定賞与引当金など
- **純資産**＝資本形成の財源として、過去・現世代が負担してきた財産

振替口座の変更などは届け出てください

市税などの納付は納め忘れのない口座振替で

市は4月から、令和4年度の市税などの納税通知書を順次発送します。納付は、振込手数料が無料で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

申し込みは、通帳と通帳の届出印、納税通知書（固定資産税だけ。令和4年度の納税通知書が届く前に申し込むときは令和3年度の物）を持って、市内の金融機関かゆうちょ銀行にある口座振替依頼書に記入して提出してください。申し込みを行った月の翌月末以降の納期分から口座振替を開始します。振替日など詳しくは、市ホームページで確認できます。

問い合わせは、納税課（☎321-1216）へ。

口座振替ができる税（料）

固定資産税、市県民税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、保育料。給与や年金から天引きされている市県民税と介護保険料は、口座振替に切り替えることはできません。

廃止や変更は届け出を忘れずに

口座振替は廃止の申請がない限り継続されます。口座を解約したり、振替をやめたりする場合は、市役所2階35番窓口納税課か各支所税務課に申請してください。

婚姻や離婚、固定資産税の所有者変更があったときは、振替口座の変更が必要になる場合があります。振替口座の登録状況を確認し、金融機関の窓口で手続きをしてください。

4月1日から成年の年齢が引き下げ

18歳から「大人」になります

4月1日㈮から成年になる年齢が変わり、18歳から「大人」になります。今回号では、18歳になったらできること、気を付けなければいけないことなどについてお知らせします。

問い合わせは、消費生活センター（☎321・2172）へ。

18歳からできること

- 携帯電話を契約する
- クレジットカードを作る
- ローンを組む
- アパートの部屋を借りる

など

20歳にならないとできないこと

- お酒を飲む
- タバコを吸う
- 競馬の馬券や競輪の投票券などを買う

など

民法の一部改正により、4月1日から、成年になる年齢が20歳から18歳に引き下げられます。そのため18歳になると、携帯電話を契約したり、アパートを借りたりすることが、自分の意思でできるようになります。親の同意は必要ありません。その一方、自分で決めたことには、自分で責任を持つ必要があります。

また、社会経験が浅いことから、悪質業者による詐欺などに巻き込まれる危険性もあります。商品の購入やサービスの契約をするときは、必要なものか、無理なく支払いができるかなど、よく考えてから決めてください。「簡単にもうかる」などと友人や先輩から誘われても、すぐに契約しないでください。自分で調べたり、周囲に相談したりして「あやしい」「自分には必要ない」と思ったら、きっぱりと断りましょう。

困ったときは消費生活センターに相談を

商品の購入やサービスの契約などでトラブルや被害に遭った場合は、消費生活センターに相談してください。

- 相談専用電話＝☎327・5155
- 日時＝月～金曜日、午前9時～午後4時30分

トラブルの例

- インターネット上の広告を見て、低価格で1回限りの購入だと思い申し込んだが、定期購入だった
- 先輩に誘われたセミナーで「入会金だけで誰でも簡単にもうかる」と勧誘され、借金をして入会したが、全くもうからない

より効率的な行政運営のために

4月1日から市の組織が変わります

市は、当面する行政課題に適切に対応し、限られた人員で最大の効果を上げるため、4月1日付けで、職員配置の見直しと市役所内部の組織を変更する機構改革を行います。職員数は今年度と比べ13人増え、2,378人となる見込みです。

問い合わせは、職員課（☎321-1209）へ。

主な変更点

- 新型コロナウイルス感染症の陽性者などへの対応、ワクチン接種における体制のさらなる強化のため、保健所の職員を3人増員
- 新型コロナウイルスに関する総合的な調整を行うため、コロナ臨時対策室を新設
- 低年齢児の保育需要の増加に対応するため、保育所の保育士などを8人増員
- 児童相談所の設置に向けた準備のため、児童相談所準備室を新設し、福祉職を3人増員。また、実務研修のため、県と中核市3市の児童相談所に、職員を派遣
- ヤングケアラーSOSサービス事業の開始に向け、学校教育課にヤングケアラー支援担当を新設し、職員を2人増員
- 区画整理業務の集約を図るため、市街地整備課の換地担当と工務担当を、区画整理課の同担当にそれぞれ統合。これに伴い、公園緑地課は11階から10階へ移転